

「中野書記長解雇無効を要求」 千葉地裁に民事訴訟を提起。

不当処分粉碎へ総力決起しよ。

動労千葉は、1月24日、千葉地裁に訴状を提出し、12月27日に通告された不当処分のうち、中野書記長の解雇について「雇用関係存在確認請求」の裁判闘争の具体的第一歩を踏み出した。この裁判闘争は年末・年始にかけて整然と貫徹された二波にわたる不当処分抗議闘争をさらに強化・発展させ、不当処分を粉碎してゆく闘いの一環であり、裁判闘争自体としても、大きく勝利を展望できる闘いである。今後の公判闘争においては動員体制も含め、一四〇〇名組合員の総力をあげた闘争体制をもって、政府・国鉄当局と「本部」反動暴力分子一体となつた組織破壊攻撃の一環としての不当処分の実態を暴露し、勝利をかちとてゆこう。

権力と「本部」反動暴力分子 一体となつた組織破壊攻撃

この間、本紙上等で度々明らかにしてきたように、動労千葉の79春闘と10・22・11・11ストに対する不当処分が、全く不当な政治的思惑による組織破壊攻撃であることは明白である。中野書記長解雇を含む一〇六名にもなる大量不当処分は、従来に比べて内容的にも量的にも著しくエスカレートしたものである。

これは、単に、処分の事由が労働者の基本的権利を全く認めないという極めて不当なものであるということに止まらず、この間の動労千葉の闘いが、真に支配階級の本質に迫り、支配階級を恐怖させているということを示している。

動労千葉の闘いは、①三里塚情勢を闘う側に大きく切り拓き、②国鉄35万人体制攻撃を国労、動労「中央」との労使協調路線によって貫徹しようとする政府・国鉄当局への痛撃であり、③当局の合理化攻撃に屈服し労働者を裏切り、職場と労働条件を売り渡すことによって生き残ろうとする「本部」反動暴力分子の破産を突き出し、④労働運動の右翼的再編・統一策動の中で苦闘する全国の多くの戦闘的労働者の闘いに希望と活性化・流動化を与えるものである。そして、この動労千葉の闘いが支配の側の侵略と反動の政策を根本から否定し、しかも、社会変革の原動力であり、突破口である本質と力量を大きく持っているが故にこの大量不当処分が出されてきたのである。

全く整合性のない政治的不当処分ノ

第一に、解雇の根拠とされている公労法第17条、18条が違法であり、しかも、79春闘と10・22・11・11ストの目的、規模、態様等から見ても解雇とする合理的理由がないこと。

第二に、この解雇攻撃が反対同盟農民と連帯し、自らにとっても運転保安上危険であり、労働条件を悪化させるジェット燃料貨車輸送に反対すると

いう、労働者＝労働組合としての全く正当な組合活動を嫌悪したものである。そして解雇を通して動労千葉を弱体化させ、労働組合への支配・介入をし、併せて不当処分という脅迫をもって80春闘をストなし春闘へ誘導しようという極めて政治的な意図で出されたものであり、労働組合法に違反していること。

第三に、この解雇攻撃が、動労「本部」の組合民主主義否定、三里塚・ジェット闘争圧殺に抗して決起した動労千葉に対し、「本部」の動労千葉への暴力攻撃を黙認するなど同様の動労「本部」と結託した組織破壊攻撃であること。

第四に、「79春闘処分凍結」という名の労働組合とり込み策動への痛打であることを憎悪し、従来の処分との不均衡も承知の上での解雇権の濫用であること。

動労千葉は以上の各点について主張を展開し、この解雇の無効＝雇用関係が存在することの判決と、所定の賃金を支払うべきことの仮執行の宣言を求める訴訟を提起したのである。

労働者として当然の要求

以上で明らかのように今回の動労千葉の裁判闘争への決起は、労働組合として全く当然の主張を貫徹しようとするものであり、絶対に勝利しなければならない闘いである。

また、政府・当局と「本部」反動暴力分子のあまりにも焦りかられた不当処分であるが故に勝利の展望が大きくある闘いである。

一四〇〇名の総力をあげて闘い抜いてゆこう。

おわびと訂正

1月25日付三三三三三三の文中
国鉄千葉動力車労働組合乗務員分科会（動労千葉）を（動労千葉）に訂正します。

日刊
動労千葉

80.1.26

No.334

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六・八）（公衆）四三二二七二〇七